

令和3年6月17日提出

令和3年6月市議会定例会

説明書・参考

報告第8号～報告第13号
議案第51号～議案第60号

島 田 市

説 明 書

報告第8号 水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）

令和2年度の水道事業会計予算のうち、天神原配水池整備工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第9号 病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

令和2年度の本院事業会計予算のうち、新病院建設事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第10号 一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

令和2年度の一般会計予算のうち、BCP対策環境整備事業ほか25件の繰越明許費について繰越額が確定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第11号 水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）

令和2年度の水道事業会計予算のうち、配水管布設替工事及び料金改定作業支援業務委託事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第12号 病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和2年度の本院事業会計のうち、設備費及び催事業務委託事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第13号 専決処分報告について（島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例）

平成29年6月に公布された農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行に伴い、条例中で引用している法律名を変更する必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第51号 金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について

金谷地区生活交流拠点施設と既存の周辺施設を一体的に管理運営する金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により選定された民間事業者、いわゆるPFI事業者を指定管理者として指定することができるようにするため、関係する条例を一括して改正し、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第52号 島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

固定資産の価格に関する不服の申出に係る書類について、押印を不要とするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第53号 島田市税条例の一部を改正する条例について

令和3年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行に伴い、個人市民税においては非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を限定するとともに、医療費控除の特例である、いわゆる「セルフメディケーション税制」を5年延長し、固定資産税においては個々の市町村が固定資産税の課税標準の特例割合を条例において定めることができる、いわゆる「わがまち特例」の対象が拡大されたことを受け、当該特例割合を規定するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和4年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第54号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料については、このカードを発行する地方公共団体情報システム機構が徴収することとされることから、市における手数料を廃止するため、条例の一部を改正し、令和3年9月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第55号 島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について

令和3年3月に公布された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、基金の名称を変更するとともに、条例中の引用条項等を改めるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第56号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料の算定において、合計所得金額

に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合は、当該所得の合計額から10万円を控除するよう算定方法を改めるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第57号 島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について

市内における他の社会体育施設の利用料及び利用状況を勘案し、市外の利用者及び時間単位の利用に係る料金の区分を新たに設け、利用料の額を定めるため、条例の一部を改正し、令和3年10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第58号 財産の取得について

南部学校給食センターに設置する昇降式消毒保管機、カートイン蒸し機、消毒保管庫、粉碎ポンプ流し台・調整タンク及び蒸気回転窯を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決をもとめるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第59号 市道路線の認定について

牛尾山開削事業完了後の付替えに伴い区間を変更する1路線、道路用地所有者から寄附を受けた1路線及び民間の土地利用に伴い寄附を受けた2路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第60号 市道路線の廃止について

牛尾山開削事業完了後の付替えに伴い区間を変更する1路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第8号	水道事業会計予算の繰越しについて（継続費） ◇令和2年度水道事業会計継続費繰越額節別内訳書-----	1
報告第9号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費） ◇令和2年度病院事業会計継続費繰越額節別内訳書-----	2
報告第10号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費） ◇令和2年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書-----	3
報告第11号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し） ◇令和2年度水道事業会計予算繰越額節別内訳書-----	6
報告第12号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和2年度病院事業会計予算繰越額節別内訳書-----	7
報告第13号	専決処分の報告について（島田市災害等による市税の減免条例の一部を 改正する条例） ◇新旧条文対照表-----	8
議案第51号	金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に關す る条例について ◇新旧条文対照表-----	10
議案第52号	島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	28
議案第53号	島田市税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	30
議案第54号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	34
議案第55号	島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	36

議案第56号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	38
議案第57号	島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	42
議案第58号	財産の取得について ◇入札結果表及び購入機器の概要 -----	46
議案第59号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	48
議案第60号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図 -----	52

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

報告第8号 参 考

令和2年度水道事業会計継続費繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
天神原配水池整備工事	円 166,963,200	1 工事請負費	円 166,963,200	天神原配水池整備工事

報告第9号 参 考

令和2年度病院事業会計継続費繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
	円		円	
新病院建設事業	1,890,000,000	1 工事費	1,890,000,000	新市立島田市民病院建設工事

報告第10号 参 考

令和2年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
B C P 対策環境整備事業	円 2,273,000	17 備品購入費	円 2,273,000	庁用器具費
島田市緑茶化計画発信事業	13,985,300	8 旅費	412,200	普通旅費
		10 需用費	189,200	消耗品費 燃料費
		12 委託料	13,337,500	シティプロモーション委託
		13 使用料及び賃借料	46,400	駐車場使用料 有料道路通行料
光ファイバ網整備事業費補助事業	4,800,000	18 負担金、補助及び交付金	4,800,000	光ファイバ網整備事業費補助金
新型コロナウイルスワクチン接種事業	5,827,910	17 備品購入費	5,827,910	庁用器具費 医療器具費
旧清掃センター解体事業	110,018,000	12 委託料	11,658,000	施工監理委託
		14 工事請負費	98,360,000	解体工
川根農産物加工体験施設手洗い場改修事業	665,000	10 需用費	665,000	修繕料
色尾大柳線改良事業	41,004,000	14 工事請負費	41,004,000	道路工
蓬萊橋線改良事業（南工区）	34,644,000	14 工事請負費	8,000,000	道路工
		16 公有財産購入費	6,750,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	19,894,000	補償費
新病院入口交差点改良事業	5,000,000	21 補償、補填及び賠償金	5,000,000	補償費
東町御請線改良事業	85,704,000	14 工事請負費	85,704,000	道路工
谷口道線改良事業（北工区）	26,000,000	12 委託料	26,000,000	測量設計委託

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
道悦旭町線改良事業	円 45,108,000	12 委託料	円 172,000	補償費算定委託
		14 工事請負費	30,080,000	道路工
		16 公有財産購入費	6,931,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	7,925,000	補償費
島竹下線改良事業	47,814,000	14 工事請負費	22,760,000	道路工
		16 公有財産購入費	3,979,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	21,075,000	補償費
本通り向谷線舗装事業	37,208,000	14 工事請負費	37,208,000	舗装工
番生寺島線舗装事業	46,000,000	14 工事請負費	46,000,000	舗装工
橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	50,802,000	12 委託料	1,399,000	測量設計委託
		14 工事請負費	49,403,000	橋りょう修繕工 橋りょう撤去工
河川改修事業	168,000,000	14 工事請負費	116,400,000	水路工
		21 補償、補填及び賠償金	51,600,000	補償費
六合駅駅前広場整備事業	84,884,000	12 委託料	1,458,000	測量設計委託
		14 工事請負費	83,426,000	駅前広場整備工
公園施設長寿命化対策事業	29,000,000	14 工事請負費	29,000,000	遊具更新工
向島町公園整備事業	37,200,000	14 工事請負費	37,200,000	公園整備工

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
ふじのくにフロンティア 推進区域整備事業	円 251,343,000	12 委託料	円 4,548,000	登記事務委託 物件調査委託
		14 工事請負費	217,675,000	道路工 水路工
		16 公有財産購入 費	26,000,000	土地購入費
		21 補償、補填及 び賠償金	3,120,000	補償費
防災施設・資機材整備事業	6,072,000	14 工事請負費	6,072,000	防災倉庫設置工
島田第四小学校改築事業	20,200,000	14 工事請負費	20,200,000	水路工
指定文化財管理経費	5,142,000	18 負担金、補助 及び交付金	5,142,000	文化財保存管理事業費補助金
農業用施設災害復旧事業	8,900,000	14 工事請負費	8,900,000	災害復旧工
道路施設災害復旧事業	57,238,000	12 委託料	36,553,000	測量設計委託
		13 使用料及び賃 借料	249,000	借地料
		14 工事請負費	20,436,000	災害復旧工 災害土砂撤去工

報告第11号 参 考

令和2年度水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
配水管布設替工事	円 51,000,000	1 工事請負費	円 51,000,000	元島田橋西野田線ほか1路線 配水管布設替工事
料金改定作業支援業務委託事業	6,105,000	1 委託料	6,105,000	新型コロナウイルス感染症の 影響により、料金改定審議を 中断したことによる。

報告第12号 参 考

令和2年度病院事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
設備費	円 129,076,220	1 器械器具購入費	円 129,076,220	医療器械器具 一般器械器具
催事業務委託事業	270,600	1 委託費	270,600	新病院建設事業に係る催事業務委託費

新 条 文

(市民税の減免)

第2条 省略

2

↳ 省略

4

5 前各項の規定にかかわらず、冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合には、市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）であつて、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の100分の30以上であるものに対しては、市民税の所得割の額（農業所得以外の所得がある場合は、当該年度分の市民税の所得割の額を前年における農業所得の金額の合計所得金額に対する割合で按分して得た額をいう。）について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により市民税を減免する。

(1)

↳ 省略

(5)

対 照 表

旧 条 文

(市民税の減免)

第2条 省略

2

↳ 省略

4

5 前各項の規定にかかわらず、冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合には、市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）であって、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の100分の30以上であるものに対しては、市民税の所得割の額（農業所得以外の所得がある場合は、当該年度分の市民税の所得割の額を前年における農業所得の金額の合計所得金額に対する割合で按分して得た額をいう。）について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により市民税を減免する。

(1)

↳ 省略

(5)

議案第51号 参 考

新 旧 条 文

例規名 金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する

新 条 文

○島田市都市公園条例（第1条関係）

（指定管理者による管理）

第30条 省略

2 市長は、指定管理者を選定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第34条及び第34条の2に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第34条 省略

（指定管理者の指定の特例）

第34条の2 市長は、指定公園等の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の指定等の告示）

第35条 市長は、第33条（第34条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

別表第3（第30条、第31条関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
省略	
谷口スポーツ広場	省略
大井川さくら緑地	
かなや大井川緑地	
三代島一号公園	

2 省略

○島田市立公民館条例（第2条関係）

対 照 表

条例

旧 条 文

○島田市都市公園条例（第1条関係）

（指定管理者による管理）

第30条 省略

2 市長は、指定管理者を選定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第34条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第34条 省略

（指定管理者の指定等の告示）

第35条 市長は、第33条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

別表第3（第30条、第31条関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
省略	
谷口スポーツ広場	省略
大井川さくら緑地	
かなや大井川緑地	

2 省略

○島田市立公民館条例（第2条関係）

(使用の許可)

第4条 公民館（第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 教育委員会が公民館の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第4条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が公民館の管理上使用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 省略

(使用料)

第7条 公民館の使用料は、別表第1のとおりとする。

2 省略

(使用料の不還付)

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用の許可をしない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 公民館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その使用を不適當と認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
- (3) 第4条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。

2 教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

3 省略

(使用料)

第7条 公民館の使用料は、別表のとおりとする。

2 省略

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により公民館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前2日までに、使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 使用者が使用の日前2日までに、第4条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、公民館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の原状回復の義務)

第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(特別設備の制限)

第12条 公民館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 前条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第13条 省略

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、金谷公民館の管理を行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第18条及び第19条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前2日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 使用者が使用の日前2日までに第4条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、公民館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の制限)

第11条 使用者は、公民館に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、使用者の負担とする。

(必要措置の命令等)

第12条 省略

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、公民館の使用(第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて使用する場合を含む。以下この項において同じ。)が終わったとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに、使用場所を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(1) 金谷公民館の利用の許可に関する業務

(2) 金谷公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、金谷公民館の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第14条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、金谷公民館の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、金谷公民館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第18条 教育委員会は、第16条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は金谷公民館の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定の特例)

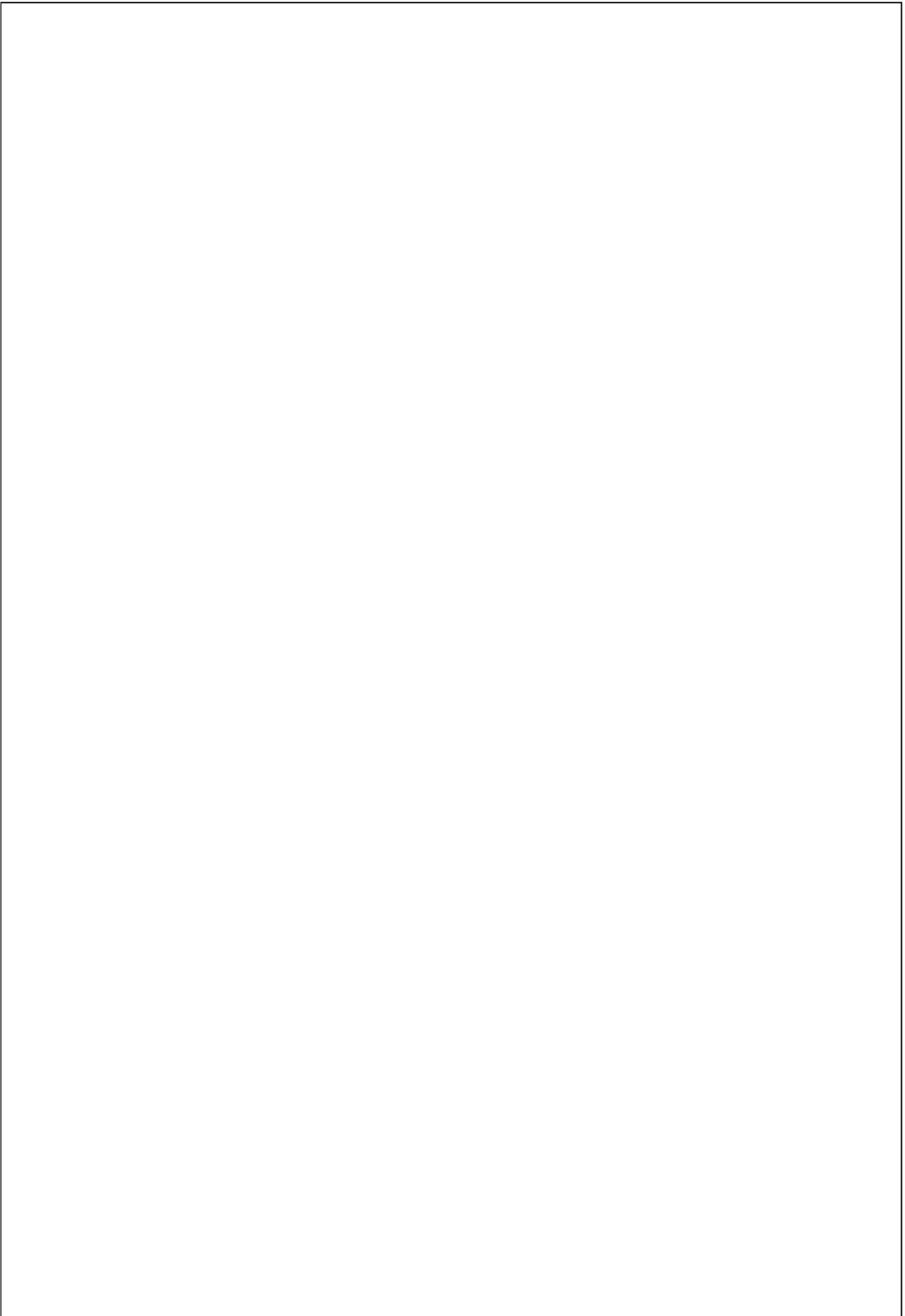
第19条 教育委員会は、金谷公民館の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の告示)

第20条 教育委員会は、第17条（第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(金谷公民館の開館時間)

第21条 金谷公民館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認



を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(金谷公民館の休館日)

第22条 金谷公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 教育委員会が管理上必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用料)

第23条 金谷公民館を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減額又は免除)

第24条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第25条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により金谷公民館を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の日前2日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

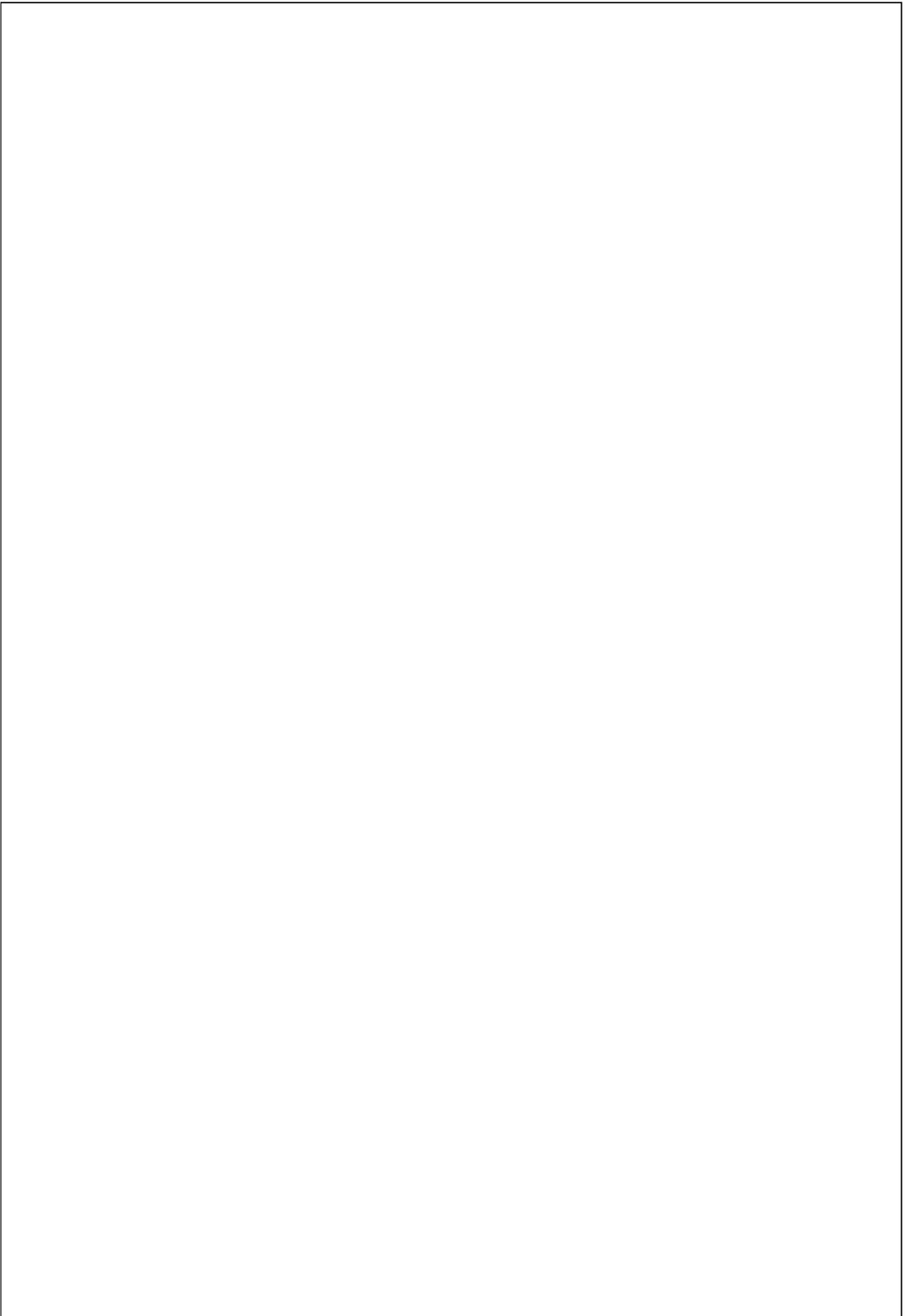
(3) 利用者が利用の日前2日までに、第28条において準用する第4条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(秘密を守る義務)

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の



2 第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(準用)

第28条 第4条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、金谷公民館の利用の許可等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	公民館（第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。）	金谷公民館
	島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	指定管理者（第14条に規定する指定管理者をいう。以下第13条までにおいて同じ。）
第4条第2項、第5条、第6条及び第12条	教育委員会	指定管理者
	公民館	金谷公民館
第10条及び第11条第1項	公民館	金谷公民館
第11条第2項	教育委員会	島田市教育委員会
第13条	教育委員会	指定管理者

(損害賠償の義務)

第29条 故意又は過失により、公民館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第30条 省略

(委任)

第31条 省略

別表第1（第7条関係）

1 省略

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、公民館の建物を損傷し、又は設備、備品その他の物件を損傷し、若しくは滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第15条 省略

(委任)

第16条 省略

別表 (第7条関係)

1 省略

2 省略

別表第2（第23条関係）

1 集会室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円

2 省略

3 金谷公民館使用料

(1) 集会室等使用料

使用区分	定員	使用時間及び使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
集会室 1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室 2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室 3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室 1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

(2) 冷暖房使用料

使用区分	使用時間及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
集会室 1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室 2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室 3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
会議室 1	870円	970円	870円	2,730円
会議室 2	870円	970円	870円	2,730円
会議室 3	870円	970円	870円	2,730円
会議室 4	870円	970円	870円	2,730円
和室	870円	970円	870円	2,730円
工作室	870円	970円	870円	2,730円

集会室 2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室 3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室 1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室 4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

2 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
集会室 1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室 2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室 3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
会議室 1	870円	970円	870円	2,730円
会議室 2	870円	970円	870円	2,730円
会議室 3	870円	970円	870円	2,730円
会議室 4	870円	970円	870円	2,730円
和室	870円	970円	870円	2,730円
工作室	870円	970円	870円	2,730円

○島田市金谷体育センター条例（第 3 条関係）

（指定管理者による管理）

第 3 条 省略

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第 7 条及び第 7 条の 2 に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第 7 条 省略

（指定管理者の指定の特例）

第 7 条の 2 教育委員会は、センターの整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、同法第 8 条第 1 項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

○島田市金谷体育センター条例（第3条関係）

（指定管理者による管理）

第3条 省略

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第7条 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条（第7条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

議案第52号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市固定資産評価審査委員会条例

新 条 文

(審査の申出)

第4条 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

(口頭審理)

第8条 省略

2

3 省略

4

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)

3 省略

(3)

6

7 省略

8

対 照 表

旧 条 文

(審査の申出)

第4条 省略

2 省略

3 省略

4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。

5 省略

6 省略

(口頭審理)

第8条 省略

2

3 省略

4

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)

3 省略

(3)

6

7 省略

8

新 条 文

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 省略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

2

↳ 省略

5

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

対 照 表

旧 条 文

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 省略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

2

↳ 省略

5

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第

には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 省略

3 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2

3 省略

23

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 省略

26 省略

1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 省略

3 省略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省略

2

ㄱ 省略

23

24 省略

25 省略

議案第54号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
20	削除				
省略					

備考 省略

対 照 表

旧 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
20	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（無料で再交付することについて市長が別に定める事項に該当する場合を除く。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の再交付（無料で再交付することについて市長が別に定める事項に該当する場合を除く。）	個人番号カードの再交付手数料			1枚につき800円
省略					
備考 省略					

例規名 島田市過疎地域自立促進基金条例

新 条 文

島田市過疎地域持続的発展基金条例

(設置)

第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業（以下「過疎地域持続的発展特別事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、島田市過疎地域持続的発展基金（以下「基金」という。）を設置する。

(処分)

第5条 基金は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる法第8条の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画に定める過疎地域持続的発展特別事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

対 照 表

旧 条 文

島田市過疎地域自立促進基金条例

(設置)

第1条 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業（以下「過疎地域自立促進特別事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、島田市過疎地域自立促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(処分)

第5条 基金は、過疎地域自立促進特別事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

例規名 島田市介護保険条例

新 条 文

(保険料率)

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)

ㄱ 省略

(5)

(6) 次のいずれかに該当する者 65,472円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(7)

ㄱ 省略

(11)

2

ㄱ 省略

4

附 則

1

ㄱ 省略

9

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律

対 照 表

旧 条 文

(保険料率)

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)

ㄱ 省略

(5)

(6) 次のいずれかに該当する者 65,472円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(7)

ㄱ 省略

(11)

2

ㄱ 省略

4

附 則

1

ㄱ 省略

9

第33号) 第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

12 附則第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。



議案第57号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市金谷体育センター条例

新 条 文

別表（第14条関係）

1 体育室等利用料

区分			利用時間					
			午前	午後	夜間	全日		
			午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで		
体育室	一 般	市 内	独占利用	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円	
			時間利用	1 時間 につき	320円	280円	320円	
		市 外	独占利用	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円	
			時間利用	1 時間 につき	480円	420円	480円	
	そ の 他	市 内	独占利用	3,300円	3,300円	3,830円	10,430円	
			時間利用	1 時間 につき	950円	830円	1,100円	
		市 外	独占利用	4,950円	4,950円	5,750円	15,650円	
			時間利用	1 時間 につき	1,430円	1,250円	1,650円	
	卓球室	一 般	市 内	独占利用	430円	430円	430円	1,310円
				時間利用	1 時間 につき	130円	110円	130円
			市 外	独占利用	650円	650円	650円	1,970円
				時間利用	1 時間 につき	200円	170円	200円
そ の 他		市 内	独占利用	1,410円	1,410円	1,970円	4,820円	
			時間利用	1 時間 につき	410円	360円	570円	
		市 外	独占利用	2,120円	2,120円	2,960円	7,230円	
			時間利用	1 時間 につき	620円	540円	860円	
ミ 一 二		市	独占利用	210円	210円	210円	650円	

対 照 表

旧 条 文

別表（第14条関係）

1 体育室等利用料

室名	利用者区分	利用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
体育室	一般	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
	その他	3,300円	3,300円	3,830円	10,430円
卓球室	一般	430円	430円	430円	1,310円
	その他	1,410円	1,410円	1,970円	4,820円
ミーティングルーム	一般	210円	210円	210円	650円
	その他	530円	530円	760円	1,850円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者をいう。
- 3 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料は、その利用面積が体育室面積の2分の1に満たないときは、上記の額の2分の1の額とする。
- 4 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料は、利用する卓球台1組につき上記の額の4分の1の額とする。ただし、上記の利用料の額を限度とする。
- 5 上記利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

ティン グルー ム	般	内	時間利用	1時間 につき	60円	60円	60円	
		市外	独占利用		320円	320円	320円	980円
	その 他	市内	時間利用	1時間 につき	90円	90円	90円	
			独占利用		530円	530円	760円	1,850円
		市外	時間利用	1時間 につき	160円	140円	220円	
			独占利用		800円	800円	1,140円	2,780円
		市内	時間利用	1時間 につき	240円	210円	330円	
			独占利用					

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けて正午から午後1時までの間又は午後5時から午後6時までの間に利用するときの利用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の利用料は午後の独占利用の利用料の、午後5時から午後6時までの間の利用料は夜間の独占利用の利用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、その利用面積が体育室の面積の2分の1以下のときは、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 7 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、利用する卓球台1組につきこの表に定める額の4分の1の額とする。ただし、この表に定める額を限度とする。
- 8 利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 省略

2 省略

議案第58号 参 考

入札結果表及び購入機器の概要

1 入札結果表

事業名 令和3年度島田市立南部学校給食センター設備更新事業

(単位：円)

予 定 価 格	48,750,900
入札書比較価格	44,319,000

(単位：円)

業者名	入札書記載金額	結果
	第1回	
(株)中松	43,000,000	決定
(株)原川商店	43,800,000	
(有)バックヤード	44,700,000	
ホシザキ湘南(株) 島田藤枝営業所	44,800,000	
(株)中西製作所 静岡営業所	44,900,000	
(株)フジマック 静岡営業所	45,000,000	
日本調理機(株) 浜松営業所	45,500,000	
静岡アイホー調理機(株)	46,800,000	
(株)厨林堂 浜松営業所	48,000,000	
丸尾興商(株)	48,000,000	
(株)村岡商会	辞退	
(有)牧野設備	辞退	
契約金額	47,300,000	

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 納入期限

令和3年8月23日

3 納入場所

島田市立南部学校給食センター

4 規格・仕様

昇降式消毒保管機

台 数	6 台
熱 源	蒸気
食器かご収納数	48 個
その他	2～4 段目、棚上下移動

カートイン蒸し機

台 数	2 台
熱 源	蒸気
収納能力	セイロ 9 枚

消毒保管庫

台 数	4 台
熱 源	電気
食器かご収納数	30 個 1 台、40 個 2 台、5 個 1 台

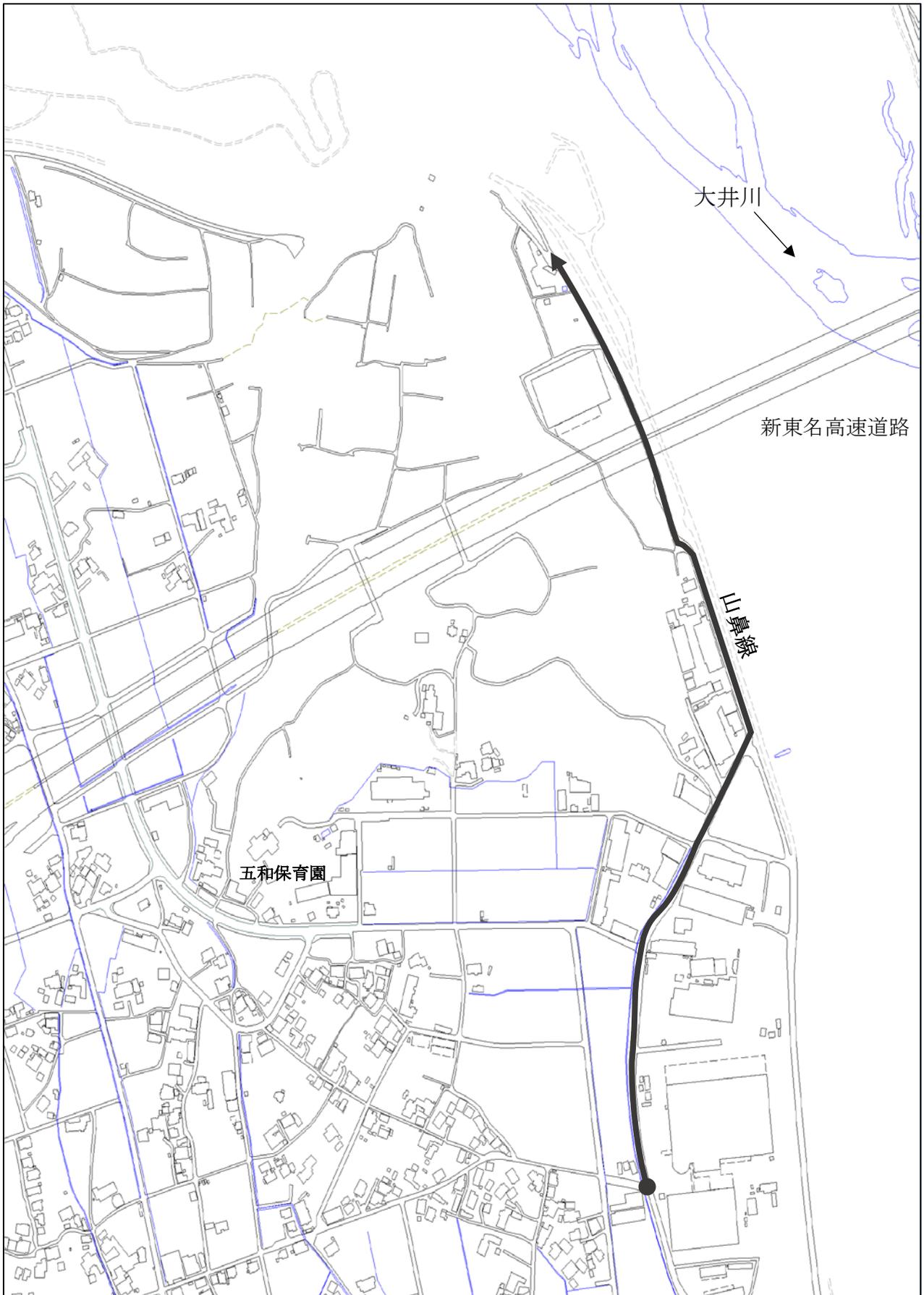
粉碎ポンプ流し台・調整タンク

台 数	1 台
熱 源	電気
タンク容量	500 リットル

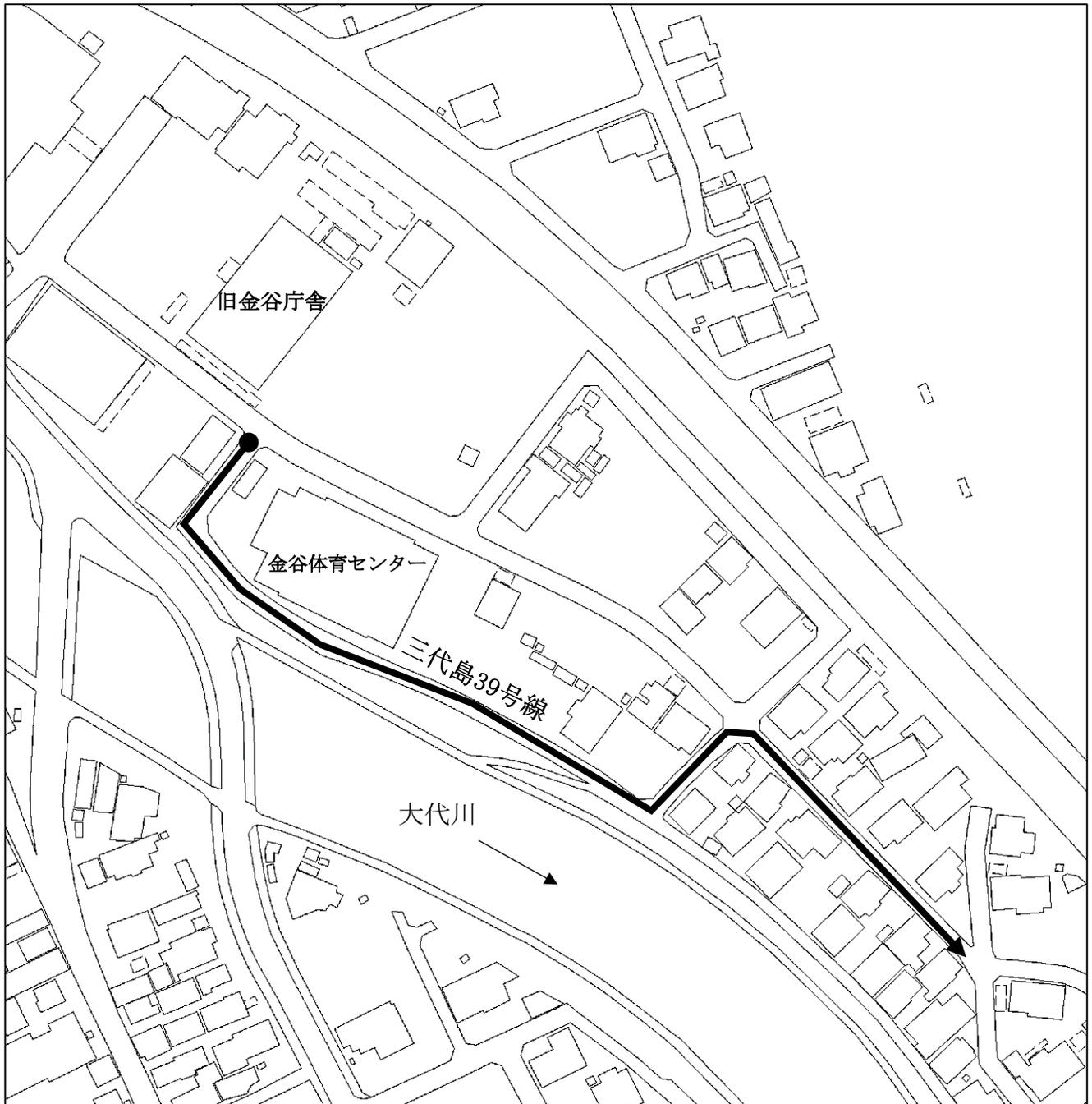
蒸気回転釜

台 数	1 台
熱 源	蒸気
容 量	150 リットル

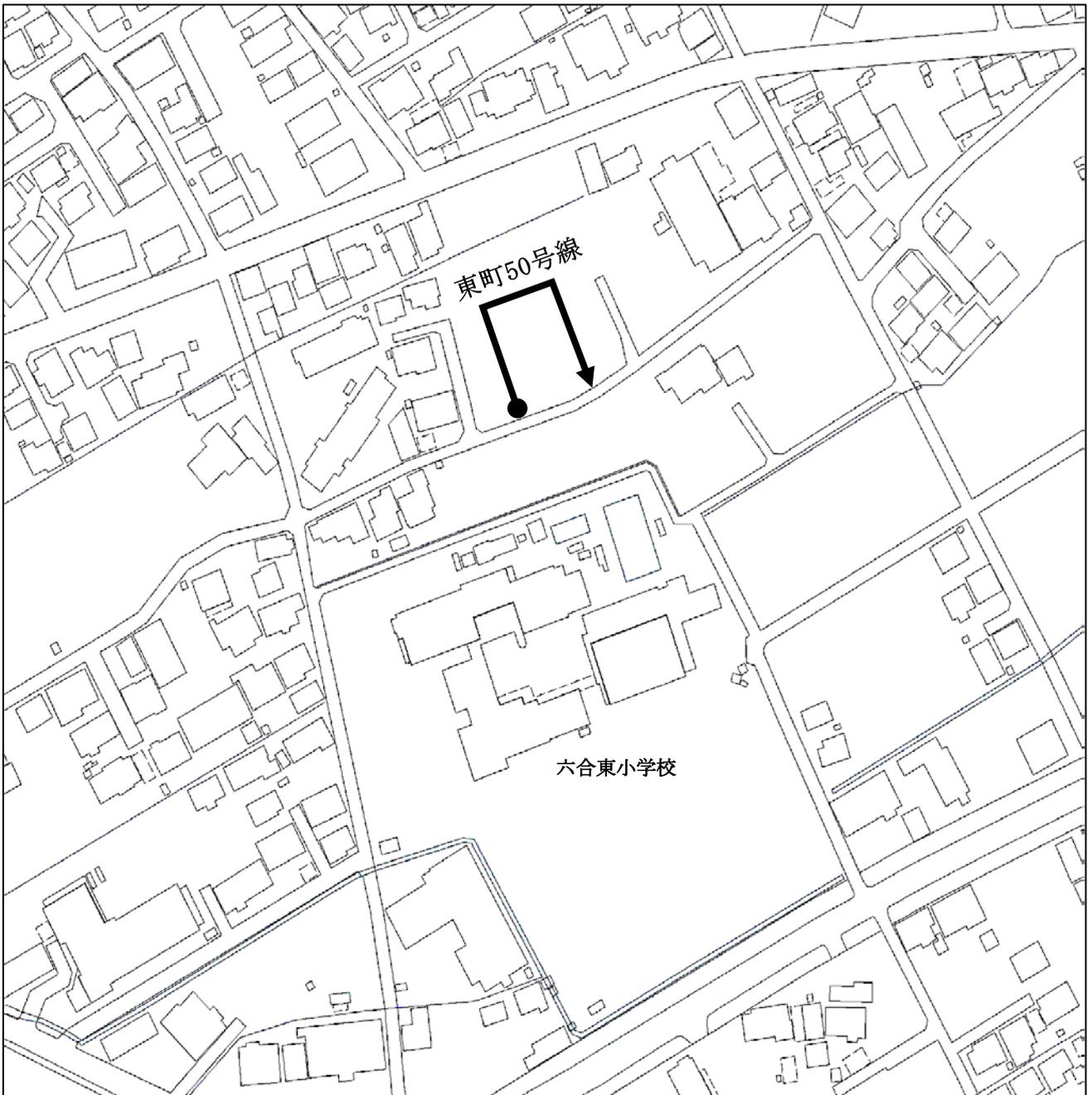
市道認定路線位置図



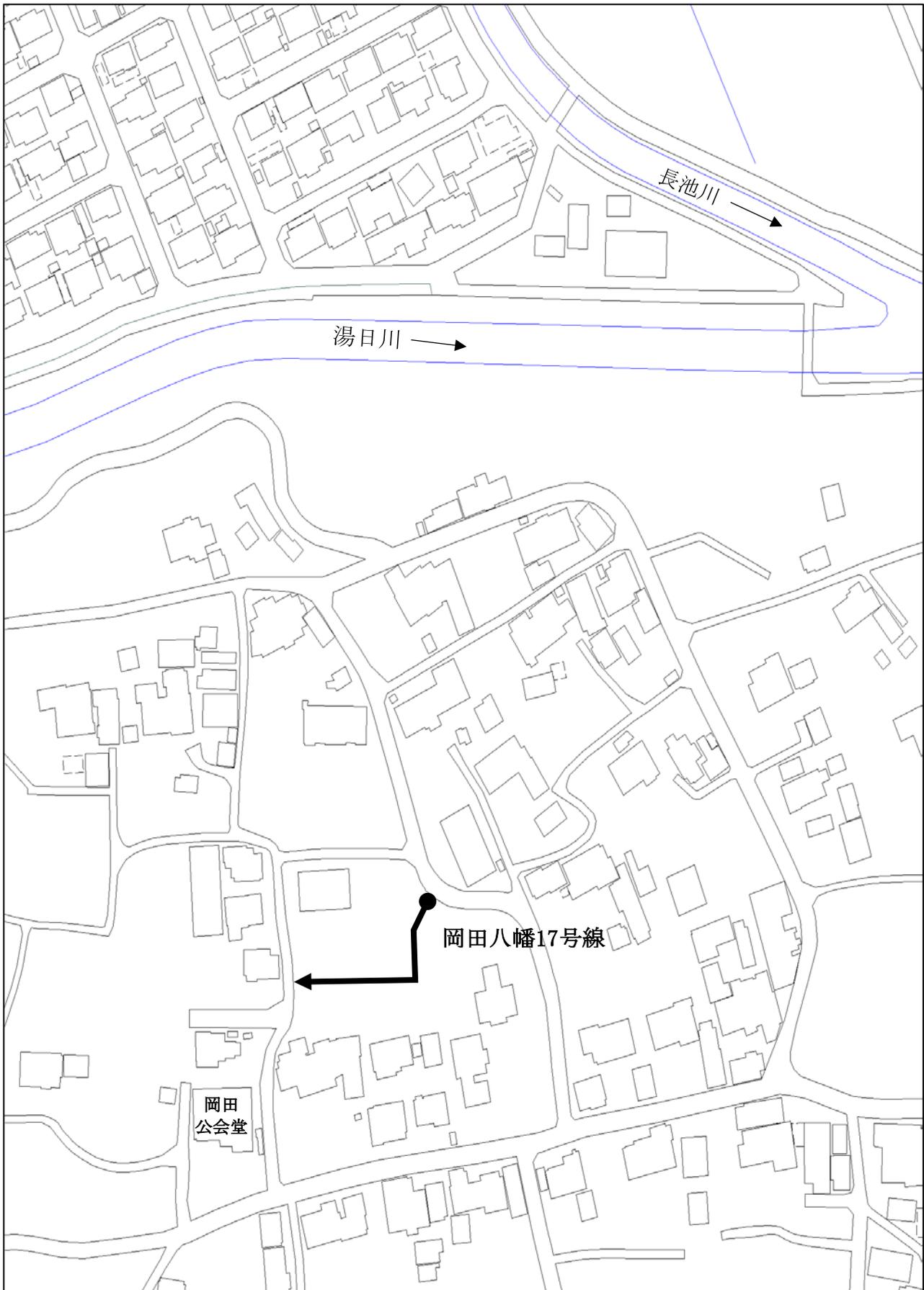
市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



市道廃止路線位置図

